

事 務 連 絡

平成18年 2月 8日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

中国産養殖鰻加工品の取扱いについて

標記については、平成17年11月18日付け事務連絡にて、中国政府が登録した養殖鰻加工品の登録業者のリストをお知らせしたところです。

今般、中国政府から登録業者の衛生管理の見直しを行った新たなリストが提出されたことから、本日以降に発行される中国政府の証明書による登録業者等の確認は、別添リストにて行うようお願いします。

なお、当該リストに登録されていることをもって、食品衛生法第26条第3項に基づくエンロフロキサシン及びマラカイトグリーンに係る検査命令を免除するものではないことを申し添えます。